

「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」の検討の進め方（案）

「放送システムに関する技術的条件」（諮問第2023号）のうち「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」について、委員会が必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるために「超高精細度テレビジョン放送システム作業班」を設置し、調査することとする。

1. 技術的条件を調査するための前提条件

放送・通信分野において、新たな映像符号化方式等、現行の高精細度テレビジョン放送を超える飛躍的な画質の向上に資する映像技術等の研究開発や標準化が進展しており、超高精細度映像（4K・8K）によるテレビジョン放送の映像形式に関する国際規格の策定も行われている。また、4Kに対応したカメラ、ディスプレイ等の製品化等も急速に進んでいる。

一方、諸外国においても、例えば、韓国では平成24年10月に地上波における4K実験放送が実施されるなど、放送の高画質化への取組が世界的に加速している。

このような状況の下、総務省では、平成24年11月より「放送サービスの高度化に関する検討会」（座長：須藤 修 東京大学大学院情報学環長・教授）を開催し、同検討会に「スーパーハイビジョンWG」（主査：伊東 晋 東京理科大学理工学部教授）を設置して検討を進め、スーパーハイビジョン（4K・8K）による放送サービスや受信機の実用化・普及に関するロードマップを本年5月末までに策定予定である。

このような背景を踏まえ、超高精細度テレビジョン放送システムの実用化及び普及促進を図るため、必要な技術的条件について調査を行う。

2. 調査事項

「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」の検討に資するため、以下の事項について調査・検討する。

- （1） 超高精細度テレビジョン放送システムに必要な技術的条件等
- （2） 上記以外の事項についても、関連する技術動向、需要動向等を踏まえ、必要に応じて技術的条件に係る調査等を実施する。

3. 作業班の設置要綱

別紙1及び別紙2のとおり。

4. 今後の想定スケジュール

別紙3のとおり。

5. その他

本検討に資するため、本委員会において、上記2の調査事項について広く意見聴取の機会を設けることとする。（別紙4のとおり。）

超高精細度テレビジョン放送システム作業班の設置要綱について

放送システム委員会における「放送システムに関する技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」に関し、検討に必要な情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「超高精細度テレビジョン放送システム作業班」を設置することとする。

1. 作業班の運営等

- (1) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任代理は、主任が不在のとき、その職務を代行する。
- (4) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (5) 主任は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、主任は電子メールによる調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) 主任は、必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
- (9) 作業班において調査された事項については、主任がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (10) その他、作業班の運営については、主任の定めるところによる。

2. 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

3. 事務局

作業班の事務局は、情報流通行政局放送技術課が行う。

情報通信技術分科会 放送システム委員会
超高精細度テレビジョン放送システム作業班 構成員(案)

(敬称略、構成員は、主任を除き五十音順)

| | | |
|----|--------|--|
| 主任 | 伊丹 誠 | 東京理科大学 基礎工学部 教授 |
| | 池田 充郎 | 日本電信電話株式会社 メディアインテリジェンス研究所 主幹研究員 |
| | 今井 亨 | 日本放送協会 技術局 計画部 副部長 |
| | 上園 一知 | 株式会社ジュピターテレコム 技術本部 ネットワーク企画部 マネージャー |
| | 鵜飼 徹 | 一般社団法人 衛星放送協会 技術委員会 副委員長 (株式会社東北新社 放送本部 メディア事業部 技術部長) |
| | 浦野 丈治 | 日本テレビ放送網株式会社 技術統括局 技術開発部 担当部長 |
| | 大島 勝也 | 日本電気株式会社 放送映像事業部 第三技術部 シニアエキスパート |
| | 奥井 誠人 | 独立行政法人 情報通信研究機構 ユニバーサルコミュニケーション研究所 超臨場感映像研究室 主任研究員 |
| | 甲藤 二郎 | 早稲田大学 基幹理工学部 教授 |
| | 黒田 徹 | 一般社団法人 電波産業会 デジタル放送システム開発部会 委員長 |
| | 桑本 英樹 | 株式会社日立製作所 研究開発本部 横浜研究所 組込みシステム研究センター 組込みソリューション研究部 部長 |
| | 佐々木 博之 | パナソニック株式会社 渉外グループ 担当部長 |
| | 正源 和義 | 株式会社 衛星放送システム 総合企画室 専任部長 |
| | 杉本 明久 | 一般社団法人 日本CATV技術協会 事業部長 |
| | 高田 仁 | 一般社団法人 日本民間放送連盟 企画部 主幹 |
| | 田島 慶一 | スカパーJ S A T株式会社 技術運用本部 システム技術部 部長代行 |

| | | |
|--|-------|--|
| | 田中 豊 | シャープ株式会社 研究開発本部 通信・映像技術研究所 副所長 |
| | 中川 章 | 株式会社富士通研究所 メディア処理システム研究所 イメージシステム研究部 部長 |
| | 西田 幸博 | 日本放送協会 放送技術研究所 テレビ方式研究部 主任研究員 |
| | 野田 勉 | 一般社団法人 日本ケーブルラボ 実用化開発グループ長 |
| | 廣田 敦志 | 株式会社東芝 デジタルプロダクツ&サービス社 プラットフォーム・ソリューション開発第一部 参事 |
| | 柳原 広昌 | 株式会社KDDI 研究所 執行役員 マルチメディア部門担当 |
| | 山田 悦久 | 三菱電機株式会社 情報技術総合研究所 映像情報処理技術部 主席技師長 |
| | 湯沢 啓二 | ソニー株式会社 システム&ソフトウェアテクノロジープラットフォーム 情報技術開発部門 標準技術開発部 UHD専任部長 |

今後の想定スケジュール

| | 放送システム委員会 | 超高精細度テレビジョン放送システム 作業班 |
|----------------------------|--|--|
| 平成 25 年 5 月 | ○第 35 回委員会【5/15】 ・検討開始 ↑ 意見聴取に関する募集 情報通信技術分科会【5/17 予定】 ・検討開始報告 | |
| 6 月 | ↓ ○第 36 回委員会【6/11 予定】 ・意見聴取 ・要求条件(案)の検討 等 | ○第 1 回作業班【6 月上旬】 ・検討課題、最新の技術動向等の整理 ・要求条件(案)の検討 等 |
| 7 月 ～ 12 月 | ○11 月中旬頃 ・作業班からの中間報告 | ↑ 作業班を適宜開催 ・技術的条件(周波数使用条件、伝送路 符号化方式、情報源符号化方式、多重 化方式等)について順次検討 ↓ |
| 平成 26 年 1 月 ～ 3 月 | ○1 月中～下旬頃 ・委員会報告(案)の検討 ↑ 委員会報告(案)に対する意見募集 ↓ ○3 月上～中旬頃 ・委員会報告(案)とりまとめ 情報通信技術分科会【3 月下旬頃】 ・一部答申審議 | ↑ 作業班を適宜開催 ・技術的条件の検討、報告案の検討 ↓ |

平成 25 年 5 月 〇 日
情報通信審議会
情報通信技術分科会
放送システム委員会

「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」についての 関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会では、「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」についての検討を行うため、平成 25 年 5 月 15 日(水)から検討を開始し、平成 26 年 3 月ごろを目途に答申の取りまとめを行う予定です。

ついては、平成 25 年 6 月 11 日(火)に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は下記の要領により申し出てください。

1. 意見陳述を行える関係者

「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」に関し、学識経験者又は知見を有する者としてします。(国籍は問いません。)

2. 意見陳述の方法

意見陳述は、平成 25 年 6 月 11 日(火)開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、日本語で行うこととします。なお、都合により当日の意見陳述が困難な場合には、文書(日本語に限ります。)による意見の提出も可能とします。

3. 意見陳述のために必要な手続き

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名(法人又は団体(以下、「法人等」という。))の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。)、職業(法人等の場合は記載を要しない。)及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又は E-mail により平成 25 年 6 月 6 日(木)17:00(必着)までに下記4の提出先に提出してください。検討の時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

4. 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

総務省情報流通行政局放送技術課
担当:山野課長補佐、金子係長

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5785

FAX 03-5253-5788(電話連絡後送付を願います。)

E-mail shv-tech_atmark_ml.soumu.go.jp

スパムメール防止のため、「_atmark_」を「@」に直して入力してください。

連絡先

【意見聴取について】

放送システム委員会事務局

総務省情報流通行政局放送技術課

山野課長補佐、金子係長

住 所 : 〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

中央合同庁舎 2 号館

電 話 : 03-5253-5785

F A X : 03-5253-5788

E-mail : shv-tech_atmark_ml.soumu.go.jp

(「_atmark_」を「@」に直して入力してください。)

【情報通信審議会について】

情報通信審議会事務局

総務省 情報通信国際戦略局

情報通信政策課 管理室

竹中課長補佐、安藤係長

電 話 : 03-5253-5957

F A X : 03-5253-6063